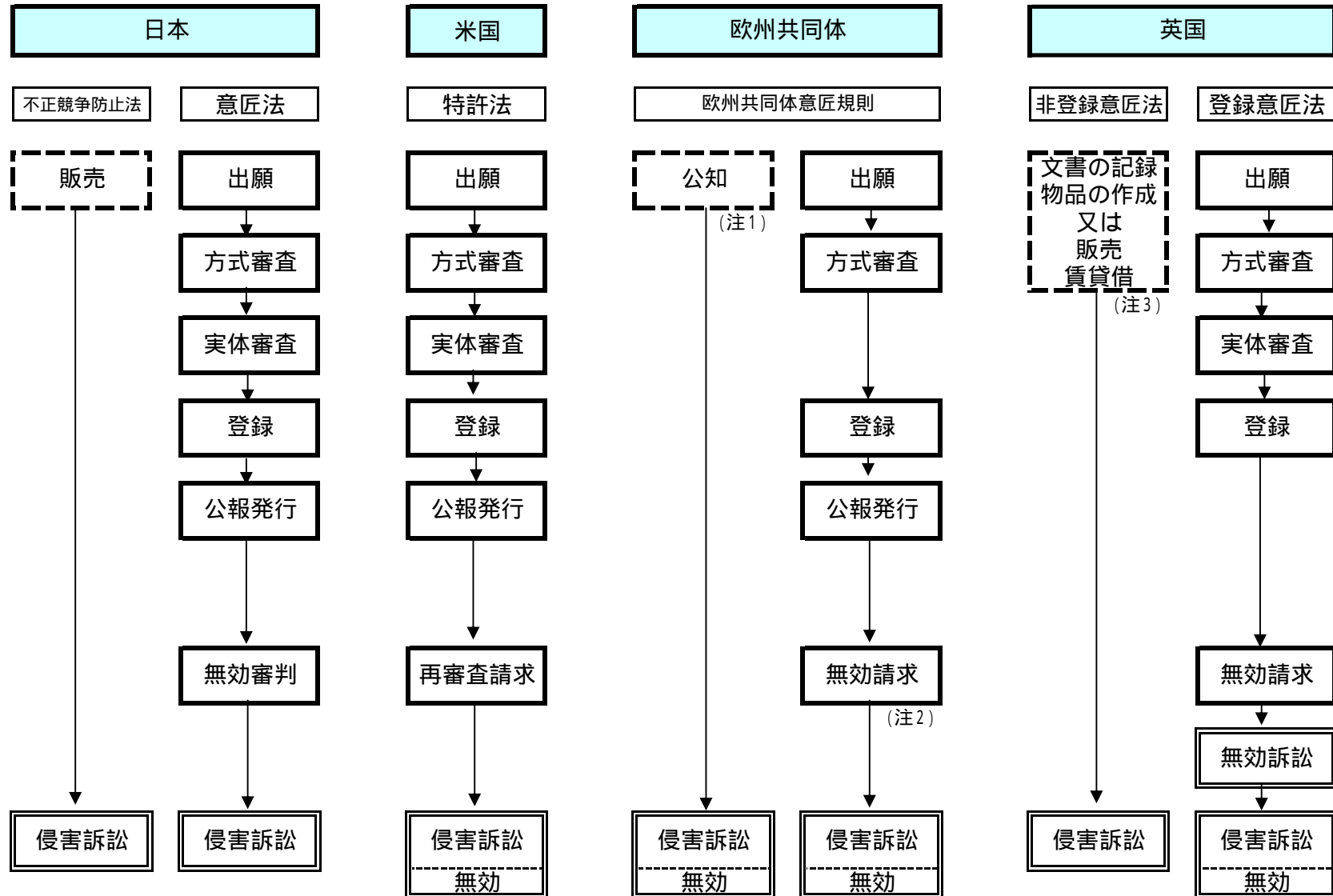
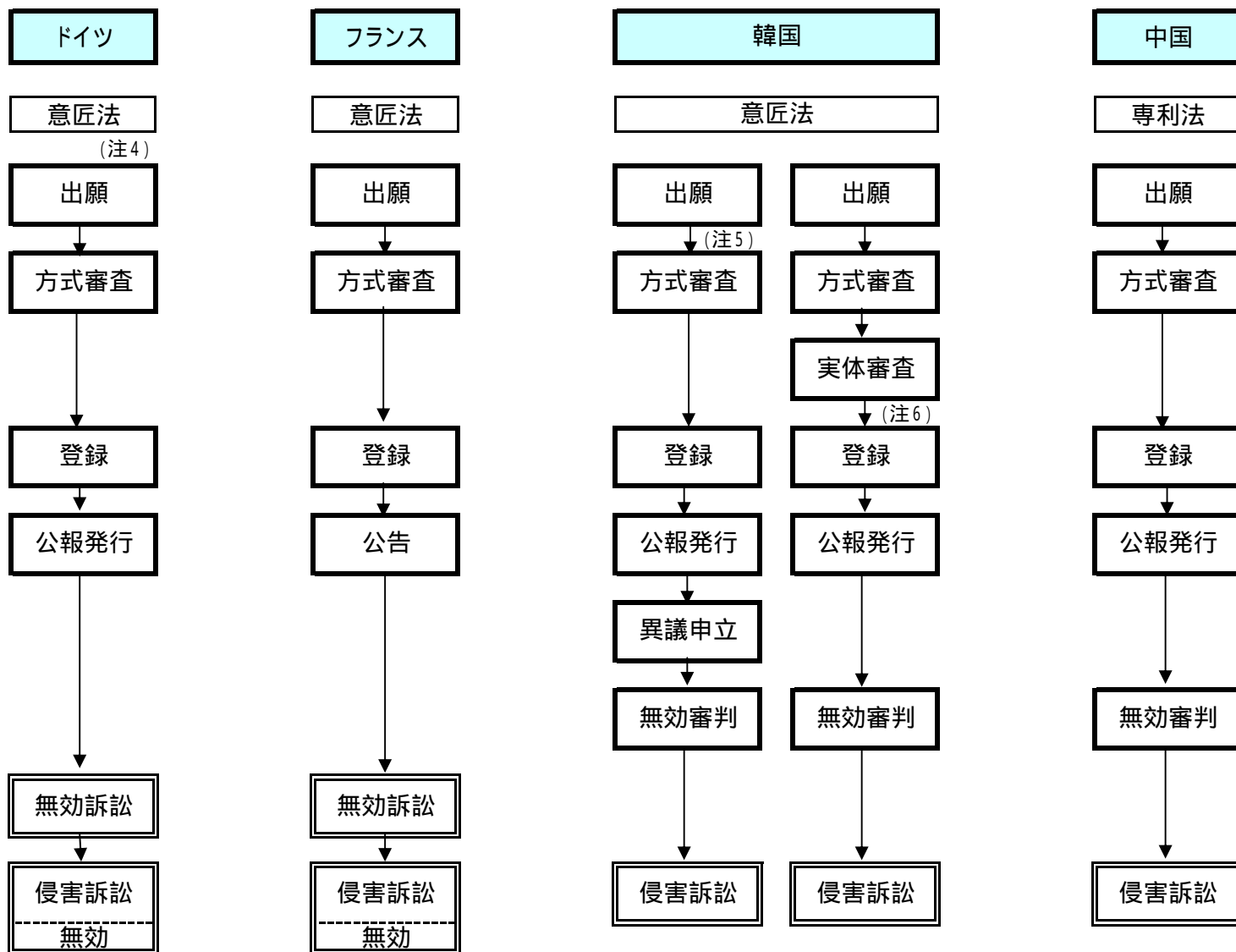


各国のデザイン保護制度の比較





(注1) 欧州共同体意匠規則

第11条第1項 第1節において規定する要件を充たす意匠は、当該意匠が欧州共同体において最初に入手することが可能となった日から3年間、未登録共同体意匠により保護されるものとする。

第11条第2項 第1項の目的のために、意匠は、それが発表され、展示され、取引において使用され又は他の方法により開示されたために、通常の業務中、これらの出来事は合理的に共同体内において営業している関係部門の専門業界に公知されたであろうときには、欧州共同体内において一般に入手することが可能であったと考えるものとする。しかし、意匠は、それが明示又は黙示の秘密契約の下において第三者に開示されてきたという唯一の理由があるときは、一般に入手することが可能でなかったと考えるものとする。

(注2) OHIM 無効部で審理されたあと、OHIM 審判部へ審判請求することができる。

(注3) 英国非登録意匠法

第216条 (1)意匠権は、次のときに消滅する。

- (a) 当該意匠が最初に意匠文書に記録された暦年又は当該意匠を用いて最初に物品が作られた暦年のいずれか早い方の末日から15年を経たとき。
- (b) 当該意匠を用いて作られた物品がその暦年の末日から5年以内に販売又は賃貸借に供された場合において、いずれか先に生じた事実の生じた暦年の末日から10年を経たとき。

(注4) 現在、議会において審議中の意匠法案に基づいて作成。当該意匠法案は、本年上半期中に公布・施行予定。

(注5) 韓国意匠法

第9条第6項 意匠無審査登録出願することができる意匠は、第11条第2項の規定による物品の区分のうち産業資源部令で定める物品に限る。

(注6) 意匠登録出願人は、請求によって自己の意匠登録出願を公開することができる。意匠権の設定登録後、警告を受けた時又は出願公開されている意匠であることを知った時までの間、業として実施した者に対して、補償金の支給を請求することができる。意匠登録出願が放棄・無効又は取り下げられたとき、拒絶が確定したとき、意匠登録の取消決定、無効審決の確定のときは、補償金の請求権は生じなかったものとみなされる。